

関西広域連合規約の改正について

平成 24 年 12 月
関西広域連合

1. 関西広域連合規約の改正について	1
2. 提案理由、関西広域連合規約の変更議案（案）	2
3. 関西広域連合規約新旧対照表（案）	5
参考：地方自治法（規約改正関係抜粋）	10

関西広域連合規約の改正について

1. 規約改正の内容（負担金ルールのみ）の改正

平成 25 年度の事業執行のため、規約に定める負担金ルールを改正

※ 平成 25 年 4 月 1 日施行、改正後の負担金ルールは平成 25 年度分負担金から適用

(1) 大阪府、徳島県ドクヘリ移管に伴う改正（別表）

区 分	現 行	改 正 案
負担する構成団体	京都府・兵庫県・鳥取県	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県
負担割合	人口割 10 分の 5 利用実績割 10 分の 5	利用実績割 10 分の 10

※ ただし、和歌山県の負担については、経過措置を改正規約附則に規定。

(2) その他、経費の負担割合として以下の特則を追加

① 個別事業分野（別表、第 20 条第 2 項）

区 分	現行負担割合	改 正 案
広域観光・文化振興	人口割 10 分の 5 宿泊施設数割 10 分の 5	人口割 10 分の 5 宿泊施設数割(文化の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10 分の 5
広域産業振興	人口割 10 分の 5 事業所数割 10 分の 5	人口割 10 分の 5 事業所数割 10 分の 5 (第 1 次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第 1 次産業就業者数割 10 分の 10) ※別表の改正にあわせ、第 20 条第 2 項の指定都市に係る 2 分の 1 算入の指標として追加。
広域職員研修	受講者数割 10 分の 10	受講者数割(ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割) 10 分の 10

② その他、過渡的に一部団体で事業実施するケース等の特則追加（別表）

〔 事業費のうち、別表の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあつては、負担割合等について広域連合長が別に定める。 〕

※ 別表ルールの適用による負担割合がその事業効果と比較して著しく不均衡となるような場合のセーフティネットとして整備

2. 今後のスケジュール（予定）

			全体日程	規約改正スケジュール
H24	12 月	27 日	連合委員会で改正規約案確定	連合議会、構成団体への説明周知 構成団体議会で規約改正案・H25 予算案議決 （2 月～3 月） 総務大臣へ届出 改正規約施行
H25	1 月	12 日	連合議会総務常任委員会	
	2 月	9 日	連合議会総務常任委員会	
	3 月	上旬 ～ 下旬	議会定例会	
	4 月	1 日		

提案理由（案）

救急医療用ヘリコプターに係る事務の移管その他平成25年度事業の執行にあたり、関西広域連合規約中、広域連合の経費の支弁の方法に関する規定について改正を行う必要があることから提案するもの。

第 号議案

関西広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、関西広域連合規約の一部を次のように変更したいので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めらる。

平成25年 月 日提出

〇〇知事（市長） ○ ○ ○ ○

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「又は事業所数割」を「、事業所数割又は第1次産業就業者数割」に改め、同項第1号中「又は事業所数」を「、事業所数又は第1次産業就業者数」に改める。

別表事業費の部を次のように改める。

事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化の振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあつては、第1次産業就業者数割 10分の10）
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	利用実績割 10分の10
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10

第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあつては、均等割）10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。		

別表備考1中「構成団体」を「負担する構成団体」に改め、同表備考3中「（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口）」を削り、同表中備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5の次に次のように加える。

6 この表において「第1次産業就業者数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

（負担金の徴収に係る経過措置）

2 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H24. 8. 14変更許可規約)
<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第19条 （略）</p> <p>（広域連合の経費の支弁の方法）</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費（第4条第1項第8号に規定する経費を除く。）に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割、<u>事業所数割又は第1次産業就業者数割</u>（以下「人口割等」という。）により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数、<u>事業所数又は第1次産業就業者数</u>（以下「人口等」という。）の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p> <p>(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。</p> <p>3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。</p>	<p>関西広域連合規約（平成22年総行市第250号）</p> <p>第1条～第19条 （略）</p> <p>（広域連合の経費の支弁の方法）</p> <p>第20条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。</p> <p>(1) 構成団体の負担金</p> <p>(2) 事業収入</p> <p>(3) 前2号に掲げる収入以外の収入</p> <p>2 前項第1号に掲げる負担金の額は、別表により広域連合の予算において定めるものとし、別表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の中欄に定める負担する構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める負担割合により按分する。この場合において、同表の中欄に構成指定都市が含まれる同表の左欄に掲げる経費（第4条第1項第8号に規定する経費を除く。）に係る各構成団体の負担金の額を、人口割、宿泊施設数割 <u>又は事業所数割</u>（以下「人口割等」という。）により算出するときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより算出する。</p> <p>(1) 構成指定都市の負担金 当該構成指定都市に係る人口、宿泊施設数 <u>又は事業所数</u>（以下「人口等」という。）の2分の1に相当する数の別表の中欄に掲げる構成府県に係る人口等の合計に対する割合に応じて、当該経費の総額から按分して算出すること。</p> <p>(2) 構成府県の負担金 当該経費の総額から前号の規定により算出した各構成指定都市の負担金の額を控除した額を、構成府県の人口割等により按分することにより算出すること。</p> <p>3 第4条第2項の規定の適用を受ける構成団体については、前項及び別表の規定にかかわらず、その負担金の額を減額することができる。この場合における負担金の額の算出の方法については、別に定める。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号に掲げる収入のうち、構成団体の負担すべき金額に充てるべき収入がある場合の構成団体の負担金の額は、前2項及び別表の規定にかかわらず、当該収入を第1項第1号に掲げる負担金の一部とみなして、前2項又は別表により算出した金額から当該収入の金額を控除して得た額とする。</p> <p>（規則への委任）</p> <p>第21条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H24. 8. 14変更許可規約)
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p>(検討)</p> <p>2 第4条第3項又は第5条第1項の規定により事務を処理しようとする場合であって、当該事務の処理により、住民の生活に大幅な影響を及ぼし、又は広域連合の体制を強化する必要があると認められるときは、広域連合の議会の構成、執行機関の組織、経費の支弁の方法等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(広域連合の処理する事務に係る経過措置)</p> <p>3 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第3号ア、第5号ア及び第7号に規定する事務は、これらの規定にかかわらず、これらの規定に関する事務の準備行為とする。</p> <p>4 広域連合長が定める日までの間における第4条第1項第5号アに規定する事務は、同号アの規定にかかわらず、京都府、兵庫県及び鳥取県の区域において運航されるものに限るものとする。</p> <p>(広域連合議員の定数等に係る経過措置)</p> <p>5 広域連合議員の定数及び選挙の方法については、第8条及び第9条第2項にかかわらず、国出先機関対策の動向を踏まえた本格見直しを行うまでの間に限り、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 広域連合議員の定数は、次号の規定による人数を合算した人数とする。</p> <p>(2) 構成団体の議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）を包括する構成府県 第9条第2項の規定による人数</p> <p style="padding-left: 20px;">イ アに規定する構成府県以外の構成府県 第9条第2項の規定による人数に1人を加えた人数</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 構成指定都市 第9条第2項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>6 年度途中で構成団体となった場合の第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出については、月割によるものとする。</p> <p>7 平成22年度における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表（備考を除く。）中「受講者数割」とあるのは、「均等割」とする。</p> <p>8 広域連合長が定める日までの間における第20条第1項第1号に掲げる負担金の額の算出についての同条第2項及び別表の適用については、同表備考2中「提出した者の住所のある構成団体ごとの総数」とあるのは、「構成団体に提出した者の総数」とする。ただし、これにより難しい場合は、別に広域連合長の定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(検討)</p> <p>2 (略)</p> <p>(広域連合の処理する事務に係る経過措置)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(広域連合議員の定数等に係る経過措置)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ア (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">イ (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ (略)</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H24. 8. 14変更許可規約)
<p style="text-align: center;">附 則 (平成24年 1 月25日 総行市第 1 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規約は、平成24年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 平成24年度における構成団体の負担金の額の算出に係る改正後の関西広域連合規約別表の適用については、同表総務費の部第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る人件費の項及び事業費の部第 4 条第 1 項第 7 号に規定する事務に係る経費の項中「受験者数割」とあるのは、「受験者数割を基本とし広域連合長が別に定める負担割合」とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成24年 4 月23日 総行市第41号)</p> <p>この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成24年 8 月14日 総行市第107号)</p> <p>この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (平成25年 3 月 日総務大臣届出)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規約は、平成25年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(負担金の徴収に係る経過措置)</u></p> <p><u>2 広域連合長が定める日までの間における改正後の関西広域連合規約第 4 条第 1 項第 5 号アに規定する事務に係る経費に係る和歌山県の負担については、同規約第20条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則 (平成24年 1 月25日 総行市第 1 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(負担金の徴収に係る経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成24年 4 月23日 総行市第41号)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成24年 8 月14日 総行市第107号)</p> <p>(略)</p>

関西広域連合規約案 新旧対照表

変更案

別表（第20条関係）		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割 <u>（文化の振興に関する事務に係る経費にあっては、均等割）</u> 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 <u>（第1次産業の振興に関する事務に係る経費にあっては、第1次産業就業者数割 10分の10）</u>
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	<u>滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県</u>	<u>利用実績割 10分の10</u>
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割 <u>（ウェブ研修に関する事務に係る経費にあっては、均等割）</u> 10分の10
事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難いと認められる事務に係る経費にあっては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。			

変更前（H24.8.14変更許可規約）

別表（第20条関係）		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあっては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事業費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからカまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5
	第4条第1項第5号アに規定する事務に係る経費	<u>京都府、兵庫県及び鳥取県</u>	<u>人口割 10分の5</u> <u>利用実績割 10分の5</u>
	第4条第1項第5号イに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の10
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10
	第4条第1項第8号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	受講者数割 10分の10

関西広域連合規約案 新旧対照表

変 更 案	変 更 前 (H24. 8. 14変更許可規約)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「均等割」とは、<u>負担する</u>構成団体の数の割合をいう。 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口の割合をいう。 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。 <u>6 この表において「第1次産業就業者数割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の第1次産業就業者数の割合をいう。</u> <u>7 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。</u> <u>8 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。</u> 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この表において「均等割」とは、構成団体の数の割合をいう。 2 この表において「受験者数割」とは、当該年度前の3箇年度においてそれぞれの試験に係る受験願書（これに相当するものを含む。）を提出した者の住所のある構成団体ごとの総数の割合をいう。 3 この表において「人口割」とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づく構成団体の人口<u>（第4条第1項第5号アに規定する事務にあつては、構成団体の区域のうち救急医療用ヘリコプターが運航される区域であつて別に定めるものに係る当該年の4月1日現在における構成団体の人口に相当する人口として官報で公示された最近の国勢調査の結果に基づいて算出した人口）</u>の割合をいう。 4 この表において「宿泊施設数割」とは、統計法（平成19年法律第53号）附則第12条の規定により同法第19条第1項の承認を受けた一般統計調査とみなされる宿泊旅行統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の宿泊施設の総数の割合をいう。 5 この表において「事業所数割」とは、統計法第2条第4項に規定する基幹統計である工業統計調査の最近に公表された結果に基づく構成団体の従業者10人以上の事業所の総数の割合をいう。 <u>6 この表において「利用実績割」とは、当該年度において構成団体が救急医療用ヘリコプターを利用した回数の割合をいう。</u> <u>7 この表において「受講者数割」とは、当該年度において研修を受けた構成団体の職員の数の割合をいう。</u>

参考：地方自治法（規約改正関係抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

- 第 291 条の 3** 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一項第六号若しくは第九号に掲げる事項又は前条第一項若しくは第二項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。
- 2 総務大臣は、前項の許可をしようとするときは、国の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 広域連合は、次条第一項第六号又は第九号に掲げる事項のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、第一項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

- 第 291 条の 4** 広域連合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。
- 一～八 略
- 九 広域連合の経費の支弁の方法

（議会の議決を要する協議）

- 第 291 条の 11** 第 284 条第 3 項、第 291 条の 3 第 1 項及び第 3 項、前条第 1 項並びに第 291 条の 13 において準用する第 289 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

条例改正等について

関西広域連合本部事務局

平成 24 年 12 月 27 日

1. 条例改正（3 月定例会提出予定）

（1）関西広域連合附属機関設置条例

平成 25 年度の資格試験・免許事務の実施に向け、附属機関として新たに試験委員を設置する。

現 行（5 機関）	新規追加（3 機関）
連合協議会	准看護師試験委員
情報公開審査会	調理師試験委員
個人情報保護審議会	製菓衛生師試験委員
非常勤職員災害補償認定委員会	
非常勤職員災害補償審査会	

（2）関西広域連合手数料条例

資格試験・免許事務に係る手数料の規定を整備。

（現行 2 府 4 県の最低単価を採用することで、全国最低水準とする）

区 分	試験（出願）	免許（新規）
准看護師に関する手数料（案）	6, 900 円	5, 300 円
調理師に関する手数料（案）	6, 100 円	5, 600 円
製菓衛生師に関する手数料（案）	9, 400 円	5, 600 円

※上記以外に、免許書換え・再交付手数料等もあわせて規定

2. 規則改正等

（1）規約施行規則の改正

平成 25 年度のドクヘリ運航区域の拡大及び資格試験・免許事務の実施に向け、規約附則第 3 項及び附則第 4 項の広域連合長が定める日を平成 25 年 3 月 31 日とする。

（2）試験委員規則等の整備

附属機関設置条例の改正に伴い、准看護師試験委員、調理師試験委員及び製菓衛生師試験委員の任命等に係る細則を整備する。

3. 委員の分掌事務に関する規程の改正

平成 25 年 1 月 1 日付けで資格試験・免許担当を本部直轄（連合長）とする。

分掌事務	現 行	改正後
規約第 4 条第 1 項第 7 号に掲げる事務	大阪府知事	－（連合長直轄）